

資料1 検査検定制度の一覧（134 制度）

（平成22年7月1日現在）

所管省名	検査検定制度名
国家公安委員会 （警察庁） 〔8 制度〕	遊技機の認定、遊技機の型式の検定、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定、人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定、原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定、普通自転車の型式認定、安全器材等の型式認定、運転シミュレーターの型式認定
総務省 〔15 制度〕	無線局の検査、無線設備の機器の検定、技術基準適合証明等、高周波利用設備の型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、事業用電気通信設備の自己確認、技術基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査、防災性能の確認、消防用設備等の認定、特殊消防用設備等の性能評価
文部科学省 〔8 制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素等の設計認証等、放射性同位元素等の運搬物確認、教科書の検定
厚生労働省 〔14 制度〕	病院等の構造設備の使用前検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療機器の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13 制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船及び登録票の検認、種畜検査、特定飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、普通肥料の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔39 制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、設備及び技術の検定、製造・修理検査、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前自主検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、鉱業権者による使用前検査、鉱業権者による定期検査、機械、器具等に関する制限等、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※、特定特殊自動車の検査※、核物質防護規定の遵守状況の検査、核燃料物質等の輸送容器に係る承認、放射能濃度についての確認
国土交通省 〔47 制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測度、小型船舶の総トン数測度、小型漁船の総トン数測度、船舶の国際トン数測度、船舶検査、危険物の積付検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼却設備の検査、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機の型式証明、航空機の修理改造検査、装備品又は部品の型式又は仕様の承認、装備品等の型式適合認定、航空機装備品の予備品証明、空港等の検査、航空保安施設の検査（航空灯火）、航空保安施設の検査（無線施設）、運航管理施設等の検査、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の完成検査、車両の確認、索道施設の完成検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、構造方法等の認定、型式適合認定、建築物等の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定、港湾の施設の技術上の基準への適合性確認、特定特殊自動車の検査※
環境省 〔5 制度〕	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基づく審査※、特定特殊自動車の検査※
計	8 府省 134 制度〔149 制度〕

- （注） 1 当省の調査結果による。
2 「※」印を付した検査検定制度は、他府省と共管に係るものである。
3 検査検定制度の実数は134 制度であるが、他府省と共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は〔 〕内の149 制度となる。
4 網掛けをしているものは、今回の詳細調査の対象制度である。